

通告 8 番目、13 番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳です。議長の許可を得られましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

1 点目の質問、5 歳児健診における子供の個性と尊重と支援の在り方について。

5 歳児健診は、就学後に困り事へ気づくのではなく、就学前の段階で子供の発達や特性に応じて必要な支援につなげ、安心して小学校生活を迎えることを目的とした大切な母子保健事業であります。令和 3 年度時点では、全国の市町村で 5 歳児健康診査を実施していた自治体は、約 14%にとどまっていたましたが、その後、国は 5 歳児健康診査を国庫補助等の対象とし、市町村での実施を支援するなど、全国的な普及を進めております。このことから、今後継続して取り組まれていく事業であると考えます。

一方で、子供の発達には大きな個人差があります。健診は子供を見極めることを目的とするのではなく、一人一人の個性を尊重しながら、子供や保護者が安心して必要な支援につながるための機会であることが重要であります。また、保護者が健診の目的や趣旨を十分に理解し、安心して健診を受けられる環境づくりでも大切ではないでしょうか。

健診の結果や説明によって、保護者が必要以上に不安や危機感を抱くのではなく、一緒に子供の成長を支えていきたいと思いますという安心の中で、保健師や心理士をはじめとする専門職が寄り添い、継続した支援につながる健診であってほしいと考えております。そのような視点から、5 歳児健康診査について質問いたします。

1、5 歳児健康診査において確認している項目及び評価の方法は。

2 点目、子供は環境によって様子が異なることもございます。健康診査当日の様子と、園等での日常の様子が異なる場合の対応は。

3、保護者や園への負担も踏まえ、5 歳児健康診査の実施時間について、答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員のご質問の 1 番目、5 歳児健康診査における子供の個性の尊重と支援の在り方について、にお答えいたします。

まず 1 点目の 5 歳児健康診査において確認している項目については、集団遊びと

問診で、主に5歳の発達段階に到達しているかを確認しております。集団遊びでの項目は、手遊び、絵本の読み聞かせ、折り紙、じゃんけん列車、閉眼20秒、粗大運動、これは片足立ち、けんけん、それからスキップ、平均台渡りになります。

問診での項目は、名前、年齢、保育園の名称やクラスの名前等を聞く。じゃんけん3回、しりとり3往復、4桁の数字の復唱、物の用途、表情の理解、グーパー、数の理解、四角模写、人物画を描くになります。

次に、評価の方法については、集団遊びでは、母子分離ができているか、親と子の分離、母と子の分離ですね、ができているか。それから、集中力があるか、気持ちの切り替えができるか、集団での指示理解ができているかなどに加え、微細運動や粗大運動の運動面の確認もしています。

問診では、じゃんけんやしりとりでルールを理解ができているか。クレヨンや帽子やコップの用途の理解ができているか。それから喜んでいる顔、悲しい顔、怒っている顔など、表情の理解ができているか。数を数える理解ではなく、量としての数の理解が6つまで分かっているか。正方形を例示して、4つの角のある四角形が描けるか。人物画で、目、鼻、口、耳、髪の毛、胴体、手、足が描けているか。以上になります。

次に、2点目の健康診査当日の様子と園等での日常の様子が異なる場合の対応は、についてでございますが、健診当日、体調等により、ふだんの姿を発揮できないお子さんもいらっしゃいます。そのため、保護者の方に家での様子を確認させていただいたり、健診当日は小児科医師の診察や集団遊びの場面に心理士を配置し、様子確認をしております。また、日を改めて保育園などの所属先へ、様子確認や訪問指導を行い、ふだんの集団生活の様子を確認し、その場だけでなく、総合的に発達の確認を行っております。

なお、保育園等との連携において、発達相談が必要となった場合は、担任の保育士や園長に発達相談に同席してもらい、保護者も同席の下、お子さんのよりよい成長、発達のための支援につなげております。

続いて、3点目の5歳児健康診査の実施時間についてでございますが、受付時間を12時半からと、それから13時からと13時半からの3グループに分けており、待ち時間も含め、いずれも約1時間30分程度の実施時間としております。保育園等におります午後の実施となっているのは、小児科医の診察や歯科医による健診も同時に実施しているため、診察外の時間帯に実施するということでございます。他の乳幼児健診においても、同時時間帯での実施となっており、実施時間についてご理解をい

ただいているものと考えております。

なお、乳幼児健診は、母子保険法に定められ、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することとなっております。市といたしましても、5歳児健診は、就学を見据え、小学校につなぐ大切な健診と捉え、県内でも早期に取り組んでおりますので、ご理解とご協力をいただければと思います。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 健診の時間帯について理解を得ているとのことですが、5歳児健診の受診率はどうなっているのか。また、これが療育へつながった件数はございますでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えします。

まず1点目の5歳児健診の受診率はどうなっているのか、についてでございますが、令和8年4月から6月の3か月間の対象者数は116人であり、受診者は96人で、受診率は82.8%となっております。ちなみに、令和7年度の1歳8か月健診の受診率は98%、3歳半健診の受診率は96.8%であり、未受診者対策や4か月健診から健診の大切さについて周知啓発もしており、健診の時間帯についてはご理解いただいているものと考えております。

続きまして、2点目の5歳児健診において、療育につながらなかったことはあるのかについてですが、申し訳ないです。5歳児健診、療育につながった件数ですね、すみません。5歳児健診において、この3か月で療育につながった件数はございませんが、新規で心理士の発達相談につながったのは5人、作業療法士の発達相談につながったのは10人、言語療法士の発達相談につながったのは10人となっており、健診後の支援につながっております。また、令和7年度で1歳8か月と3歳半健診において、療育に21人がつながっております。失礼いたしました。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 5歳児健診がスタートしてから開始約3か月、開始間もない取組であり、今後も継続して実施される事業であることから、1点お聞きします。

健診後に発達相談や療育等の支援につながらなかった保護者が孤立することのないよう、その後どのような流れで状況確認や継続的な支援を行っているのか、お聞

きします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えいたします。

健診において発達相談や療育などの支援につながらなかった場合はということですが、地区担当の保健師が3か月後や6か月後に保護者の方に様子確認の電話をしたり、保育園などの所属先に集団生活での様子を確認するなど、フォロー体制につながるよう定期的に支援を続けております。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 2点目の質問に入らせていただきます。障害児・者の個別避難計画の周知及び実効性の向上について。

私は、今回、制度の有無や作成率だけを取りたいのではなく、障害児家庭が災害時に安心して行動できる体制が整っているのかという視点から質問いたします。

支援学校や療育を利用する障害児家庭の皆様からお話を伺う中で、個別避難計画を知らなかった。福祉避難所があることを知らなかった。災害時にどこへ避難すればよいのか分からないといった声を複数お聞きしております。また、自閉スペクトラム症や知的障害などの特性により、一般避難所での生活が厳しく、危険な状態であっても自宅にとどまることを考えているというご家庭もございました。障害児家庭において大切なのは、計画をつくることそのものではなく、災害時にどう避難するのか、どのような支援を受けられるのかを家族で共有し、安心して備えられることだと考えます。

例えば、医療的ケア児を対象に、個別避難計画の作成や避難訓練を実施し、その実効性の向上に取り組んでいる自治体や関係機関、地域と連携しながら、避難支援団体を構築している自治体もございます。自治体によって状況は異なりますが、そのような先進的な取組のよい部分を参考にしながら、岩出市においても、障害児家族が安心して災害に備えられる体制づくりは重要であると考えます。

そこで、本市における個別避難計画の作成状況や周知、福祉避難所の利用体制についてお伺いいたします。

まずは、本市における個別避難計画の作成状況について。1、支援学校等に通う障害児及び療育を利用する児童のうち、個別避難計画の作成状況は。

次に、対象となる障害児家庭の周知について。２、支援学校や児童発達支援、放課後デイサービス等を利用する障害児家庭に対して、個別避難計画の周知は行っているのか。

そして、実際の避難を想定した支援体制についてです。３、障害児家庭が災害時に避難を検討する際、福祉避難所の利用手順は、また事前に知っておくべき事項は何か、お答えください。

○玉田議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の２番目、障害児・者の個別避難計画の周知及び実効性の向上について、にお答えいたします。

まず１点目の支援学校等に通う障害児及び療育を利用する児童のうち、個別避難計画の作成状況は、についてですが、名簿作成が義務づけられている避難行動要支援者は、災害対策基本法において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者と規定されております。

すなわち、避難行動要支援者は、要配慮者のうち、特に避難支援が必要な方であることから、本市では在宅で生活する身体障害者手帳１級または２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の各所持者、指定難病、特定疾患等の方などを避難行動要支援者と位置づけ、名簿を作成しております。

令和８年６月２３日時点での避難行動要支援者名簿登載者のうち、ゼロ歳から１８歳以下の人数は６０人となっており、ご質問の個別避難計画作成については、この名簿登載者のうち、計画作成に同意された方について作成しております。作成に同意されている方は１４人で、うち１３人が作成済み、１人が作成中となっており、この１４人のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している児童は１０人となっております。また、１４人中、小中学生は５人で、うち４人は支援学校や聾学校、１人は市内の中学校に在籍しております。

次に、２点目の支援学校や児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する障害児家庭に対し、個別避難計画の周知は行っているのか、についてお答えいたします。

障害児家庭に対する取組としては、岩出市避難行動要支援者支援制度実施要綱に基づき、身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級を新たに取得された方に対して、窓口において制度の説明を行っており、必要に応じて

計画作成担当課へ案内しているところでございます。また、那賀圏域自立支援協議会を通じ、日頃から児童発達支援、放課後等デイサービスや支援学校等の児童と関わっている相談支援専門員等の専門職や、関係機関等への周知、また医療的ケア児連携会議、それから民生委員・児童委員協議会を通じた情報共有や周知を行っております。

今後もし引き続き、個別避難計画の周知に努めるとともに、避難等に不安を感じている障害児やご家族がいらっしゃいましたら、個別避難計画の作成などについてお気軽にご相談していただければと思います。

次に３点目、障害児を抱えるご家庭が災害時に避難を検討される際の福祉避難所の利用手順及び事前に知っておくべき事項について、お答えいたします。

まず、福祉避難所の利用手順につきましては、大規模災害が発生した場合、まずは命を守る行動を取っていただくため、最寄りの指定避難所に避難していただきます。その後、指定避難所での生活が困難と判断された方について、必要に応じて福祉避難所への受入れの調整を行うこととなっております。

次に、事前に知っていただきたいことについてですが、福祉避難所は受入人数に限りがあることから、要配慮者であっても指定避難所の福祉避難スペースでの対応が可能な場合は、原則として当該避難所での避難生活を送っていただくことになります。また、災害規模や施設の被害等により福祉避難所の開設が難しい場合、希望しても福祉避難所に避難できない場合も想定されます。そのため平時から水や食料などの基本的な備えに加え、子供の安心につながるような持ち出し品のリスト化するなどのご準備もしていただければと思います。

市といたしましても、現在、平時から福祉避難所の役割や利用の流れについて共通理解を深めるため、福祉避難所運営マニュアルの整備を進めております。今後も関係機関と連携し、障害の特性に応じた配慮や施設の支援の実施など、障害のある方やそのご家族が安心して避難できるよう、福祉避難所の体制整備に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 福祉避難所の利用に当たり、指定避難所から福祉避難所への移送について市が行ってくれるのか、または家族も福祉避難所に避難可能であるのか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

指定避難所から福祉避難所への移送については、原則、家族の方に行っていただきます。ただし、家族等による移送が困難な場合は、市と福祉避難所等が協議の上、移送を行うということになってございます。福祉避難所では、要配慮者の本人のほか、ご家族の方も避難できるように調整を進めているところですが、受入れの状況によっては、家族の人数に制限を設けるほか、要配慮者ご本人のみの受入れとなる場合も想定されるということでございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 防災協定についてです。

災害時は、限られた物資の中での対応となることは十分理解しております。また、全ての要望に応えることが難しいことも承知しております。一方、能登半島地震では、要配慮者一人一人の状況に応じた食事や生活面での支援の重要性が改めて認識されました。障害児家庭の中には、障害特性や医療上の理由により、食べられる食品が限られるご家庭もございます。全てを満たすことは難しくても、選択肢が1つでも多く増えるだけで、安心につながる家庭は少なくないと思います。また、平時から食べられる食品や備蓄品について考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。防災協定について、市民が平時からの備えにも活用できるよう、分かりやすい情報発信や、周知に取り組むお考えはございますでしょうか。答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 牛田議員の再々質問にお答えいたします。

防災協定の現在の進捗状況につきましては、令和8年3月現在で、民間事業者と締結している災害時応援業務に係る協定が67事業所、自治体間で締結している災害時自治体間と相互応援協定が13団体となっております。このうち災害時における食事の提供等の協力として2件、水、食料等の調達や供給に関する協定として9件を締結しております。

今後も関係部局において、民間企業をはじめ、国の機関及び地方公共団体との防災協定の締結を進め、大規模災害への備えを強化してまいります。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。